

令和2年4月13日

保護者 様

松阪市教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業のお知らせ

新型コロナウイルス感染症については、全国各地で感染者数が増加しており、三重県内においても感染リスクがこれまでになく高まっており、予断を許さない状況です。

このような状況の中、三重県においては、児童生徒の安全を第一に考え、さらには、これまでとは異なる次元の感染リスクの高まりを受け、全ての県立学校について、令和2年4月15日（水）から5月6日（水）までの期間、臨時休業することが示されました。

松阪市教育委員会としましても、新型コロナウイルス感染防止及び子どもたちの命と健康を最優先に考え対応するという観点から、市立小中学校の臨時休業を下記のとおり実施することとします。

今後も児童生徒の安全・安心を最優先し、感染予防対策の徹底を図ってまいります。

なお、感染者、濃厚接触者とその家族、医療従事者等とその家族に対する偏見や差別につながる行為は断じて許されないものです。県内では、SNS等において憶測やデマや誤った情報の拡散、個人や企業への誹謗中傷が見受けられます。過度な不安を煽ることのないよう「確かな情報」に基づいて行動し、根拠が不明な情報を拡散することがないようにご協力をお願いします。

記

1 臨時休業の期間

4月15日（水）から5月6日（水）

- ・感染の状況によっては、期間については、変更の可能性があります。

2 臨時休業中の過ごし方について

新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を踏まえ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすようにさせてください。ただし、児童生徒の運動機会の確保のため学校の運動場を開放します。

3 家庭学習等について

詳細については、学校から連絡します。

4 4月15日から4月21日の小学校での受け入れについて

放課後児童クラブ所属の児童等の希望者及び自宅で過ごすことが困難な児童（教育委員会が認めた者）については小学校で受け入れ、この期間は、給食を実施します。なお、費用については実費を徴収します。

5 自宅で過ごすことが困難な児童生徒について

保育に欠ける事由等がある場合や医療従事者等、自宅で児童生徒を待機させることが困難な場合は、松阪市教育委員会（相談窓口：53-4385）までお問い合わせください。